

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	保存樹木等管理運営事業			事業コード	2830
所属コード	097500	課等名	景観政策課	係名	
課長名	内宮 康廣	担当者名	朴田 勝	内線番号	7294
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	魅力ある都市景観の形成	コード	2
	基本事業	景観保存対策の充実	コード	1
予算費目名	一般会計 8 款 4 項 1 目 都市景観形成建築指導事業 (002-04)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 46 年度
根拠法令等	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例			

(2) 事務事業の概要

市域の豊かな自然環境の保全・創出を図るため条例に基づき指定している保存樹木，保護庭園の適切な維持管理を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

優れた自然環境を保全し，豊かで潤いのある都市環境の形成を目的に，昭和 46 年に条例を制定し，保存樹木等の指定を行った。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 21 年 3 月に景観法に基づく景観計画と景観条例を制定し，平成 21 年 10 月 1 日に全面施行したことを踏まえ，景観行政の一元化に向けて市の組織機構を見直し，平成 22 年度以降，保存樹木等の事務を環境部環境企画課から都市整備部景観政策課に移管した。

条例制定後 30 年余りが経過し，所有者の高齢化や相続により指定物件の維持管理が困難になっており，一部の所有者から行政に対し支援を求められている。また，周辺の宅地化により住民から，保存樹木等の適切な維持管理を求める要望が寄せられている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

条例で指定している保存樹木，保護庭園

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 指定し保全を図っている保存樹木，保護庭園の件数	件	62	62	61	61	
B 指定し保全を図っている保護庭園の面積	m ²	5,700	5,700	5,700	5,700	
C						

（3）23 年度に実施した主な活動・手順

- ①樹木の診断や治療，整枝等の支援
- ②保存樹木等の管理費支援

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 保存樹木，保護庭園の巡視活動日数	日	19	19	27	27	
B 保存樹木，保護庭園の整枝・治療等支援件数	件	5	9	5	4	
C 保存樹木の管理費補助支援件数	件	38	36	37	35	

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

保存樹木，保護庭園の保全，活用等を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 保存樹木の管理費補助支援件数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	件	38	36	37	35	
B 保護庭園「武田邸」の来園者数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	人	335	217	340	408	
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	2,400	0	0
	④一般財源	千円	690	710	1,175	787
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	690	3,110	1,175	787
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	280	330	280	300
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	1,120	1,320	1,120	1,200
計	トータルコスト A+B	千円	1,810	4,430	2,295	1,987
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：保存樹木，保護庭園の保全，活用等を図ることにより，優れた景観が守られるため。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：個人の財産等個人情報にも関係する場合があることから，守秘義務及び公平な立場から判断することが求められるため。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：市域の自然環境等の保全・創出を目的とする条例に基づく事業であり、対象としては、現状のままで妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：保存樹木等に係る支援等がなくなることにより、自然環境の保全が難しくなり、景観が損なわれる可能性があるため。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：保護庭園「武田邸」の公開方法等の見直しなどにより、成果の向上が期待できるため。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である。

理由：①管理費の支援という意味では、受益者は所有者に特定されるが、所有者にはある一定の管理行為をしてもらっていること、また、②そのことにより、不特定多数の人が優れた景観にふれることができることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

成果を下げずに事業費及び人件費を削減することはできない。

理由：最小限の予算措置で対応しているため、事業費削減の余地はない。また、事務量の増加等により、これ以上の人件費の削減は困難である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

所有者（管理者）ボランティア，市の３者が協力し，適切な管理に努めた。

管理費補助等市の支援を継続し，今後も，所有者等と協力しながら適切な管理に努める。